

さいたま市告示 第1096号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

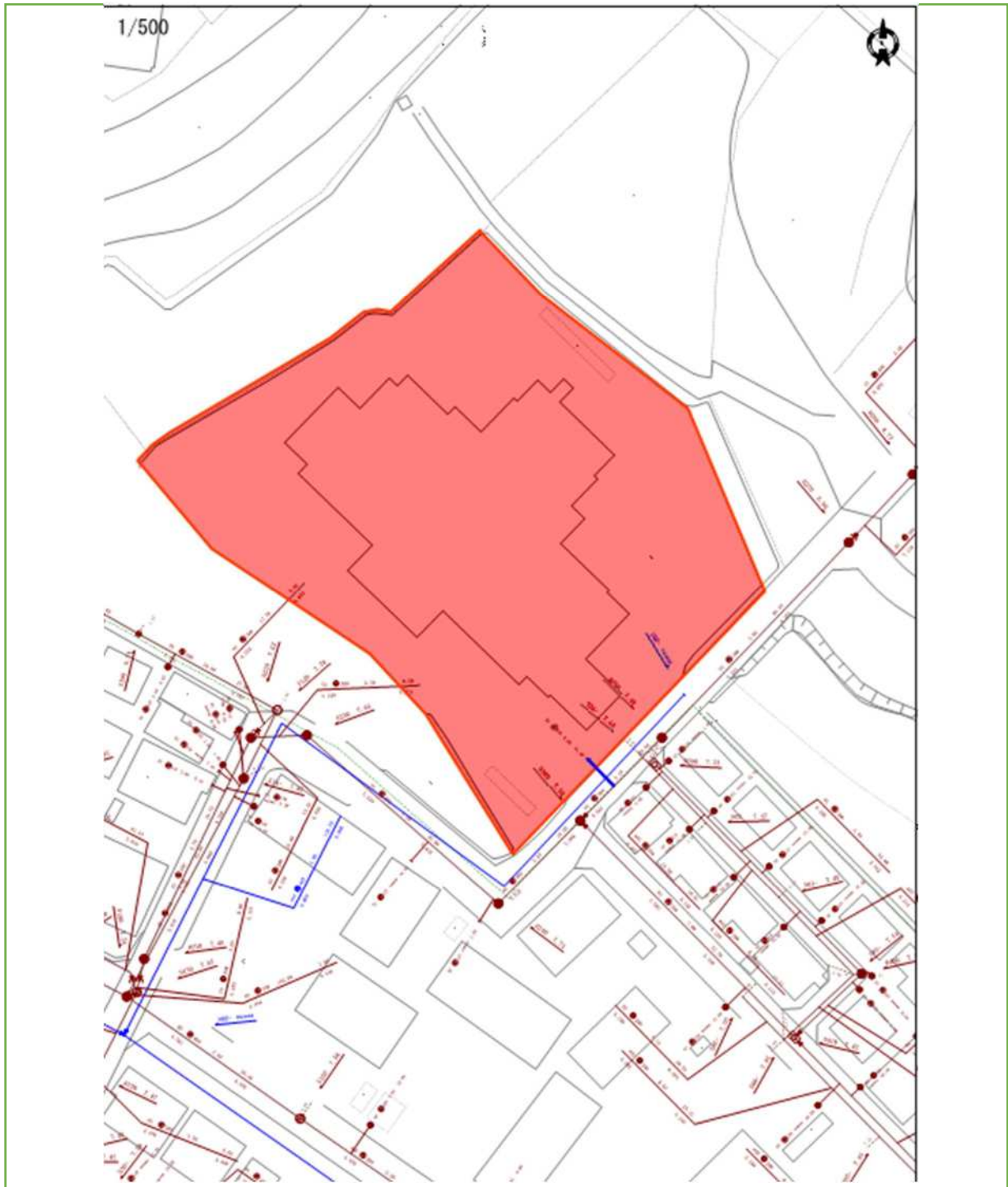
なお、関係図面は本市建設局下水道河川部下水道総務課において縦覧に供する。

令和8年6月30日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日
令和8年7月1日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
岩槻区表慈恩寺地内の一部
- 3 公示面積
0.57ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
中川流域下水道中川水循環センター

区画割平面図



工事名： 取付管新設工事（北部 第 27056 号）

処理面積：0.57ha